

## 中国における日本企業および外国企業が直面している問題 – 職務発明規程の作成と見直し

天達共和法律事務所

張青華



天達共和法律事務所は1993年に設立された天達法律事務所と1995年に設立された共和法律事務所が2014年に合併した事務所である。所属弁護士、弁理士は数百名におよぶ総合法律事務所である。パートナー弁護士である張青華氏は数多くの外国企業の法律顧問を務め、商標、特許、実用新案、意匠権侵害訴訟を代理している。

中国政府は「国家中長期人才発展計画概要（2010年～2020年）」（以下、「人才発展計画概要」という）において「職務技術成果条例」を打ち出した。その中で、(1)科学技術成果である知的財産権の帰属および利益分担構造を整備して科学技術成果の創造者の合法的権益を保護すること、(2)職務発明者の権益を明確にして発明者の受益比率を引き上げると明言している。

現行法および実務では、職務発明の取扱いをめぐり次の問題点が存在する。

- (1)発明完成後、手続きの面でいかにして速やかに発明の性質および権利帰属を確定するか
- (2)報酬の算出基準
- (3)発明者は企業等の事業者による知的財産権の出願状況および奨励、報酬に関する事項について知る権利を有するか否か
- (4)流動的な状況下における発明者の権益を如何に保障するか

2010年から数回にわたってパブリックコメントを募集し、その結果を踏まえ修正されてきた「職務発明条例」が、いよいよ国務院による審議、採択の段階に入る。それに伴い、企業側は、職務発明規程の作成または既存の規程見直しに直面することになる。

### ■職務発明規程（案）の原則

#### (i)職務発明奨励の原則

企業と発明者の発明創造・革新を引き出すことを目的とする。

#### (ii)権利義務の均衡原則

企業等の事業者および発明者間での権利義務の均衡を重視している。権利帰属、権利保障および法的責任を明確に規定する。

#### (iii)約定優先原則および最低保障原則

企業等の事業者および発明者間に約定がない場合も考慮し、草案では奨励および報酬の最低基準を定め、発明者の基本的権利の保障をする規定が設けられた。

### (1)奨励金と報酬

#### ・職務技術成果条例第8条

企業等の事業者は、企業等事業者の物質技術条件を利用して完成した発明の権利帰属について、法に基づいて制定した規則制度において規定するか、または発明者と約定することができる。発明者との間に約定がなく、規則制度中にも規定されていない場合には、本章の規定を適用する。

#### ・職務技術成果条例第18条

企業等の事業者は発明者に対する奨励金、報酬金の支給手続き、支給方法および金額について、企業等の事業者が法に基づいて制定した規程制度の中で規定するか、もしくは発明者と約定することができる。

上記により、規程と約定が最優先されるため、企業は自らの状況を踏まえて、奨励金および報酬について職務発明規程にて定めることができる。

### (2)奨励金と報酬について明確ではない場合

#### ・職務技術成果条例第20条

企業等の事業者と発明者との間に約定がなく、かつ、法に基づいて制定した規程、制度においても職務発明の奨励金を規定していない場合、発明特許権または植物新品種権を得た職務発明について、発明者全員に支給される奨励金の総額は、

最低でも当該企業等の事業者の在職従業員の平均月給の2倍を下回ってはならない。その他の知的財産権を取得した職務発明について、発明者全員に支給される奨励金の総額は当該企業等の事業者の在職従業員の平均月給を下回ってはならない。

規程もしくは約定がない場合、報酬を次の方法で支払うことになる。

(一)	知的財産権の存続期間中、毎年発明特許権または植物新品種権の実施により得た営業利益から5%を下回らない金額を、その他の知的財産権を実施する場合、その営業利益から3%を下回らない金額を報酬として計算する。
(二)	知的財産権の存続期間中、毎年発明特許権または植物新品種権の実施により得た販売収入から0.5%を下回らない金額を、その他の知的財産権を実施する場合、その販売収入から0.3%を下回らない金額を報酬として計算する。
(三)	知的財産権の存続期間中、前二号で計算した金額を参考とし、発明者個人の給与の合理的な倍数をもって毎年受け取る報酬金額を確定する。
(四)	第一号、第二号で計算した金額の合理的な倍数を参考とし、発明者に一括で支給する報酬の金額を確定する。
<b>上記報酬の累計は当該知的財産権の営業利益の累計額の50%を超えない。</b>	

### (3)支払時期を規定しない場合

- ・職務技術成果条例第32条

企業等の事業者と発明者との間に約定がなく、法に基づいて制定した規程、制度においても奨励金、報酬金の支払い期限を規定していない場合、企業等の事業者は知的財産権を取得した日から3ヶ月以内に奨励金を支給しなければならない

い。職務発明の知的財産権を譲渡する場合、または他人にその実施を許諾した場合、許諾料、譲渡の対価を受け取ってから3ヶ月以内に報酬金を支給しなければならない。企業等の事業者が自ら職務発明を実施し、かつ現金で毎年報酬金を支給する場合は、各会計年度の終了後3ヶ月以内に報酬金を支給しなければならない。持分の形式で報酬金を支給する場合は、企業等の事業者は法律法規と企業等の事業者の規程、制度の規定に従って配当を行わなければならない。

なお、奨励と報酬については、専利法第16条に以下の様に定められている。

第十六条 特許権を付与された部門は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し奨励(金)を与える。発明創造が許諾され、実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果 に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬(金)を与える。

上記により、企業側は規程もしくは約定の中で、自社の会計状況を踏まえて支払い時期を定めることができる。

## ■ 参考情報

・中国職務技術成果条例 第8条、18条、20条、32条

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)